令和７年度

こども家庭科学研究費補助金公募要項

（一次）

令和６年１２月２５日

こども家庭庁成育局母子保健課

目　　次

頁

Ⅰ．こども家庭科学研究費補助金の目的及び性格　・・・・・・・・・・　１

Ⅱ．応募に関する諸条件等　・・・・・・・・・・　３
　１　応募有資格者　・・・・・・・・・・　３
　２　研究組織、研究期間等　・・・・・・・・・・　３
　３　対象経費　・・・・・・・・・・　５
　４　応募に当たっての留意事項　・・・・・・・・・・　７
　　（１）補助金の管理及び経理について
　　（２）不正経理等及び研究不正への対応について
　　（３）利益相反（Conflict of Interest ： ＣＯＩ）の管理について
　　（４）経費の合算使用について
　　（５）研究計画策定等に当たって遵守すべき法律、省令、倫理指針等について
　　（６）研究倫理教育の受講等について
　　（７）臨床研究登録制度への登録について
　　（８）府省共通研究開発管理システムについて
　　（９）researchmap への登録及び入力について
　５　公募期間　・・・・・・・・・・　１６
　６　提出書類　・・・・・・・・・・　１６
　７　その他　・・・・・・・・・・　１６
　　（１）研究の成果及びその公表
　　（２）国民との双方向コミュニケーション活動について
　　（３）成果の利用等について
　　（４）健康危険情報について
　　（５）政府研究開発データベース入力のための情報
　　（６）AMED マネジメントシステム（AMS）への研究成果の提供
　　（７）競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について
　　（８）採択の取消し等
　　（９）個人情報の取扱い
　　（１０）リサーチツール特許の使用の円滑化について
　　（１１）歳出予算の繰越しについて
　　（１２）バイオサイエンスデータベースへの協力について
　　（１３）こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用の推進について
　　（１４）若手研究者等の参画について
　　（１５）こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の支援について
　　（１６）こども家庭科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）について
　　（１７）統計法第３３条第１項による調査票情報の提供について
　　（１８）研究機関における研究インテグリティの確保について
　　（１９）博士課程学生の処遇の改善について
　　（２０）男女共同参画等に関する取組の促進について
　　（２１）重要な技術の流出防止措置について

Ⅲ．照会先一覧　・・・・・・・・・・　２７

Ⅳ．研究課題の評価　・・・・・・・・・・　２８

Ⅴ．公募研究事業の研究類型について　・・・・・・・・・・　３２

Ⅵ．各公募研究課題の概要等　・・・・・・・・・・　３３

　１．成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業　・・・・・・・・・・　３３

Ⅶ．公募研究事業計画表　・・・・・・・・・・　５６

Ⅷ．補助対象経費の費目の内容及び単価　・・・・・・・・・・　５７

Ⅰ．こども家庭科学研究費補助金の目的及び性格

こども家庭科学研究費補助金（以下「補助金」という。）は、「こども家庭科学研究の振興を促し、もって、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する保健医療、福祉、生活衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、こども家庭科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度こども家庭庁ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的･学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」（以下「補助金適正化法」という。）等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定取消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。

＜注意事項＞

１　公募期間は、令和６年 12 月 25 日（水）から令和７年１月 24 日（金）午後５時 30 分（厳守）です。

２　こども家庭科学研究費補助金においては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）（https://www.e-rad.go.jp/）を用いてのオンラインでのみ公募を行っています（申請時に申請書の書面提出は、原則求めません。）（詳細は 13 ページ、「（８）府省共通研究開発管理システムについて」を参照）

　なお、e-Rad から応募する場合は、研究機関及び研究者が、e-Rad に登録されていることが必要となります。登録手続には日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続をするよう、注意してください。

３　補助金の応募に当たっては、「Ⅵ.各公募研究課題の概要等」の「研究事業の概要」及び「公募研究課題」の記載内容をよく確認し、応募する研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示すことができるかを明確に記載してください。

Ⅱ　応募に関する諸条件等

１　応募有資格者

（１）次のア及びイに該当する者（以下「研究代表者」という。）

ア　（ア）から（カ）に掲げる国内の試験研究機関等（別に定めるガイドラインに基づき、こども家庭科学研究費補助金の交付を受けることが不適切なものとしてこども家庭庁長官が指定する研究機関等を除く。）に所属する研究者

（ア）地方公共団体の附属試験研究機関

（イ）学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関

（ウ）民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）

（エ）研究を主な事業目的としている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人等」という。）

（オ）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条の規定に基づき設立された独立行政法人

（カ）その他こども家庭庁長官が適当と認めるもの

イ　研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、自らが交付を受ける補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者。

ただし、外国出張その他の理由により３か月以上の長期にわたりその責務を果たせなくなることや、定年等により退職し試験研究機関等を離れること等が見込まれる者を除く。

※１　補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていた者は、当該の職に在職している間及び当該の職を離れて１年を経ない期間は、自らが選定又は立案に関わった研究事業に係る研究の研究代表者及び研究分担者となることはできない。

なお、「補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていた者」とは、以下の者。

・成育局母子保健課長、科学技術調節管等（研究事業担当課室の担当者を含む）

・補助金の各研究事業の評価委員会委員

※２　現在、こども家庭庁の常勤職員として従事している者は、研究代表者及び研究分担者となることはできない。

現在、こども家庭庁の政策調査員等である者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者及び研究分担者となる場合は、所属試験研究機関等の COI 委員会へ申出の上、予め母子保健課へ相談すること。

（２）次のア又はイに該当する法人（別に定めるガイドラインに基づき、補助金の交付を受けることが不適切なものとしてこども家庭庁長官が指定する法人を除く。）

ア　研究又は研究に関する助成を主な事業とする公益法人等及び都道府県

※　公益法人等及び都道府県が応募する場合にあっては、研究代表者として当該法人に所属する研究者を登録すること。

イ　その他こども家庭庁長官が適当と認めるもの

２　研究組織、研究期間等

（１）研究組織

研究代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成します。

ア　研究代表者

イ　研究分担者（１（１）アに該当し、かつ（１）イ※下記に該当しない者に限ります。）

研究項目を分担して研究を実施する者

ウ　研究協力者

研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者の研究計画の遂行に協力します。なお、研究に必要な経費の配分を受けることはできません。また、研究協力者は交付申請書や実績報告書を作成する必要はありません。

（２）研究期間

こども家庭科学研究費補助金等取扱規程（令和５年こども家庭庁告示第 10 号）（以下「取扱規程」という。）第９条第１項の規定に基づく交付基準額等の決定通知（以下「交付基準額等決定通知」という。）がなされた日以降であって、実際に研究を開始する日（当該研究を実施する年度の４月１日以降）から当該年度の実際に研究が終了する日までとします。

（３）所属機関の長の承諾

研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。なお、当該研究の実施に係る承諾書は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

（４）補助事業者等の範囲

「研究代表者」は、補助金における補助金適正化法上の補助事業者等となりますが、100 万円以上の補助金の交付を受け自ら資金管理を行う研究分担者（以下「補助金の交付を受ける研究分担者」という。）も補助金適正化法上の補助事業者等に加えることができます。

具体的には、①研究代表者一括計上、②研究代表者から研究分担者へ資金配分、③補助金の交付を受ける研究分担者を補助事業者等とする、という選択肢の中から研究代表者が決定します。

③を選択することにより、研究代表者に加えて、補助金の交付を受ける研究分担者は、補助金適正化法上の責務を負い、交付を受けた補助金の執行に関する責任も負うこととなります。

なお、研究計画の遂行責任は従前どおり研究代表者が負うものであることに変わりありません。

ア　研究代表者が留意すべき事項

研究分担者のうち、補助金の交付を受ける研究分担者を決定する者は研究代表者です。

研究計画書の様式において、自ら補助金の管理をする研究代表者等の確認項目を設けていますので、研究代表者は研究分担者と十分に連絡を取り、４（１）の事項を考慮しつつ、交付する補助金について責任を持って管理する者を決めた上で、研究計画書を作成してください。交付基準額等決定通知は研究計画書に基づき、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者に通知されます。

また、補助金の交付を受ける研究分担者がいる場合、研究代表者は当該研究分担者が提出する交付申請書、経費変更申請書及び事業計画変更書、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書、事業実績報告書、事業年度終了実績報告書、収支報告書その他こども

家庭庁長官へ提出する書類について進達します。

さらに、補助金の交付を受ける研究分担者に対してこども家庭庁長官等が行う交付決定通知、経費変更承認通知、事業計画変更承認通知、補助金の額の確定通知等に係る経由事務を行います。研究代表者は、補助金の交付を受ける研究分担者に対して遅滞なく通知を行います。

イ　補助金の交付を受ける研究分担者が留意すべき事項

補助金の交付を受ける研究分担者は、当該補助金の執行に係る全ての責任を負います。

また、分担する研究項目について交付申請書と実績報告書を作成する必要があります。

なお、外国出張その他の理由により３か月以上の長期にわたりその責務を果たせなくなることや、定年等により退職し試験研究機関等を離れること等が見込まれる研究分担者は補助金の交付を受けられません。

※　研究分担者の所属する試験研究機関における補助金の管理が４（１）の事項を満たさないと判断される場合（「体制整備等自己評価チェックリスト」を用いた確認において不備がある試験研究機関）は、研究費を「研究代表者一括計上」とする研究分担者としての研究参加を検討してください。

３　対象経費

（１）申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

なお、経費の算出に当たっては、「Ⅷ.補助対象経費の費目の内容及び単価」を参考にしてください。

- 直接経費
  - 物品費
    - 設備備品費
    - 消耗品費
  - 人件費・謝金
    - 人件費
    - 謝金
  - 旅費
  - その他
- 間接経費

（２）直接経費として申請できない経費について

補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているため、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

ア　建物等施設に関する経費

〈例〉建物の建築、購入及び改修等並びに土地の購入等

ただし、補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。

イ　研究機関で通常備えるべき設備備品等の物品（その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものに限る。）のうち、研究事業の目的遂行に必要と認められないものを購入するための経費

ウ　研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

ただし、被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険（当該研究計画に位置付けられたものに限る。）の保険料を除く。

エ　その他この補助金による研究に関連性のない経費。

〈例〉

・会議後の懇親会における飲食代等の経費

・預金口座の開設を目的として金融機関に預け入れた経費

・回数券及びプリペイドカードの類（謝品として購入する場合を除く。）

（３）外国旅費について

研究代表者、研究分担者、研究協力者が当該研究上必要な情報交換、現地調査、専門家会議等への参加又は研究者の招聘等を行う場合に、１行程につき最長２週間（※）の期間に限り、補助対象となっています。

※　天災その他事故によりやむを得ず１行程が２週間の期間を超えた場合には、こども家庭庁長官が認めた最小行程を補助対象とする場合があります。

（４）国内学会及び国際学会参加旅費について

研究代表者、研究分担者、研究協力者が、当該研究の推進に資する情報収集、意見交換又は研究成果の発表等を行う場合に限り、支給することができます。

（５）機械器具等について

価格が 50 万円以上の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとされています。ただし、賃借が可能でない場合、又は購入した場合と研究期間内に賃借した場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えありません。

※　補助金により取得した財産（機械器具等）は、「こども家庭科学研究補助金等により取得した財産の取扱いについて」（令和５年６月 12 日こ成母第 98 号母子保健課長決定）により取扱ってください。

（６）人件費について

研究代表者等の研究計画の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に要する給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費については、補助金から支出することができます。

なお、直接経費から支出する場合、研究機関が雇用するために必要となる経費は、研究代表者等から所属する研究機関に納入してください。

（７）間接経費について

間接経費は、補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上積みして措置するものであり、補助金を受給する研究代表者等の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としています。

新規採択される課題に係る間接経費は、直接経費の額を問わず、30%を限度に希望することができます。なお、研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者が国立試験研究機関等の国の機関に所属する場合には支給の対象外になります。

4　応募に当たっての留意事項

補助金の応募に当たっては、「Ⅵ.各公募研究課題の概要等」に掲げる「研究事業の概要」及び「公募研究課題」の記載内容をよく確認し、応募する研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示すことができるかを明確に記載してください。

このほか、以下に掲げる事項に留意の上で、応募してください。

（１）補助金の管理及び経理について

ア　関係法令及び関係規程の遵守について

研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者においては、補助金適正化法等の関係法令及び取扱規程等の補助金の取扱いに係る関係規程（注）を十分に理解・遵守し、補助事業を行ってください。

これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定を取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、下記イのとおり、一定期間、不正経理等を行った研究者（不正経理等を共謀した者を含む。）に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

（注）こども家庭科学研究費補助金に係る関係規程については、下記ページの「規定、ガイドライン等」を参照してください。

https://www.cfa.go.jp/policies/kagaku-kenkyu/kitei/

イ　所属機関の長への事務委任について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者の直接経費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、研究代表者等の所属機関の長に必ず委任してください。

なお、この場合であっても、補助金の使途や支出時期等に関する実質的な判断は研究者が主導して行われるものであり、当然ながら研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者においても、補助金を扱う者として、自らが上記（ア）の関係法令及び関係規程を十分に理解するとともに、所属機関の長との適切な連携の下、補助金の適正な執行に留意することが求められます。

ウ　体制整備等自己評価チェックリストの提出

研究費の不正な使用は、それを起こした職員が所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、研究活動を支える国民への信頼を揺るがす問題であることから、こども家庭庁では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和５年６月 12 日母子保健課長決定）（以下「管理・監査ガイドライン」という。）を策定し、研究機関に対する指導を行うための体制の構築を進めています。

したがって、「今回こども家庭科学研究費に応募する研究代表者又は研究分担者（研究代表者一括計上の場合を除く。）が所属する研究機関」については、管理・監査ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を**令和７年３月 31 日(日)**までに e-Rad を使用してこども家庭庁成育局母子保健課に提出してください。

e-Rad を使用したチェックリストの提出方法や様式等については、こども家庭庁ホームページ（下記 URL）で確認してください。

（注）e-Rad の使用に当たっては、研究機関用のＩＤ・パスワードが必要になりま

す。

＜問合せ先＞

（ガイドライン・チェックリストについて）

こども家庭庁 成育局 母子保健課

e-mail: boshihoken.kagi@cfa.go.jp

URL：（掲載後に記載）

（e-Rad への研究機関登録について）

次のＵＲＬを参照いただき、府省共通研究開発管理システム ヘルプデスクにお問い合わせください。（https://www.e-rad.go.jp/）

（２）不正経理等及び研究不正への対応について

不正経理等及び研究不正に係る取扱いは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年９月９日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和３年 12 月 17 日最終改正）（以下「関係府省申し合わせ」という。）に従い、取扱規程等の関係規程を整備し、次のとおりとしています。

（参考 1） 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

（https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf）

（参考 2） 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」

（https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf）

ア 不正経理等への対応について

不正経理等については、管理・監査ガイドラインに基づき、研究機関における補助金の管理及び経理に関する体制及び監査について報告を求めることとしています。補助金の管理・監査体制に明らかな問題があることが判明した場合は、問題が是正されるまで、補助金支給の見合せ等の対応をとることになりますので、留意してください。

また、不正経理等を行った研究者及びそれらに共謀した研究者に関する情報は、関係府省申し合わせに基づき、関係府省の競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に当該不正経理等の概要（不正経理等をした研究者名、競争的研究費名、所属機関、研究課題、交付（予定）額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供します。その結果、当該研究者への交付を制限する場合があります。

さらに、不正経理等が行われた事案については、その悪質性に関わらず原則として全ての事案について、その概要（不正経理等を行った研究者の氏名を含む場合があります。）を公表します。

（ア）不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

研究者が補助金の不正経理又は不正受給（偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。）（以下「不正経理等」という。）により、平成 16 年度以降、補助金適正化法第 17 条第１項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該研究者（不正経理等を共謀した者を含む。）は補助金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできません。

また、他の競争的研究費等において不正経理等を行った場合（不正経理等を共謀した場合を含む。）も上記に準じ、次のとおり取扱います。

なお、従前の取扱いに加えて、補助金の交付を受ける研究分担者も上記に準じた取扱いとします。

研究代表者に補助金を一括計上している場合や研究代表者から研究分担者へ研究費

配分を行う場合は、従来どおり研究代表者を上記のとおり取扱います。

補助金において不正経理等を行った場合

① 平成 25 年３月 29 日以降に行われた不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合の補助金を交付しない期間は以下のとおりです。

ａ 自らが不正経理に直接関与した場合

（ａ）個人の経済的利益を得るために補助金を使用した場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 10 年間

（ｂ）その他の場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降１年以上５年以内の間で当該不正経理の内容等を勘案して相当と認められる期間

ｂ 自らは不正経理に直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務に違反したと認められる場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降１年間又は２年間（自らが不正経理に直接関与した者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間（ただし、上限は２年とし、１年に満たない期間は切り捨てる。）とする。）

② 平成 25 年３月 29 日より前に行われた不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合の補助金を交付しない期間は以下のとおりです。

（ただし、上記①により算定した補助金を交付しない期間の方が短い場合は、この限りではない。また、以下のａ及びｂのいずれの場合についても、自らは不正経理に直接関与していない者に対しては適用しない。）

ａ 他の用途へ補助金を使用した場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降２年以上５年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

ｂ その他の場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度

③ 不正受給を行った場合

→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降５年間

他の競争的研究費等において不正経理等を行った場合

平成 16 年度以降に他の競争的研究費等において不正経理等を行い、補助金適正化法に基づき当該競争的研究費等の交付の制限を受けた場合

→ 当該競争的研究費等の交付の制限を受けた期間と同一期間

（注）ここでいう「競争的研究費等」とは、「こども家庭科学研究費補助金等取扱規程第３条第８項及び同条第 10 項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて」（令和５年４月３日こ成母第６号母子保健課長決定）でいう、特定給付金のことを指します。

イ 研究上の不正について

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱

領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。

このため、補助金においては、研究上の不正を防止し、それらへの対応を明示するために、総合科学技術・イノベーション会議からの意見具申「研究不正行為への実効性のある対応に向けて」（平成 26 年９月 19 日）を踏まえ、「こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（令和５年６月 12 日こ成母第 99 母子保健課長決定）（以下「研究不正ガイドライン」という。）を策定しました。

研究活動の不正行為に対しては、研究不正ガイドラインに基づき、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容（不正を行った研究者の氏名を含む。）及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応を行います。

ウ　不正経理等及び研究不正に伴う研究機関の責任について

不正経理等に関し、研究機関の体制整備等の状況に不備がある場合や告発等に係る報告書の提出に遅延が認められる場合には、管理・監査ガイドラインに基づき、研究者だけでなく、研究機関に対しても間接経費の削減等の措置を講じることとしています。

また、研究上の不正についても、研究不正ガイドラインに基づき同様の対応を行います。

エ　不正経理等及び研究不正に係る告発について

補助金の不正経理等や研究上の不正行為がありましたら、まずは不正が行われた研究活動に係る競争的研究費の配分を受けている機関（大学、公的研究機関等）に相談してください。これらの機関での相談が困難な場合には、「Ⅲ．照会先一覧」に記載されている連絡先に相談してください。なお、詳細は、管理・監査ガイドライン及び研究不正ガイドラインを参照してください。

（３）利益相反（Conflict of Interest ： ＣＯＩ）の管理について

こども家庭科学研究の公正性、信頼性を確保するため、「こども家庭科学研究における利益相反（Conflict of Interest ： ＣＯＩ）の管理に関する指針」（令和５年６月 12 日こ成母第 101 号母子保健課長決定）及び「こども家庭科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」（令和５年６月 12 日こ成母第 102 号母子保健課長決定）に基づき、所属機関の長は、第三者を含む利益相反委員会（ＣＯＩ委員会）の設置等を行い、こども家庭科学研究に関わる研究者の利益相反について、透明性を確保し、研究成果の公平性・科学的な客観性に疑念が生じないよう適切に管理する必要があります。

交付申請書提出前にＣＯＩ委員会が設置されず、あるいは外部のＣＯＩ委員会への委託がなされていない場合には、原則として、こども家庭科学研究費補助金の交付を受けることはできません。

また、当該指針に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消をし、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

なお、「こども家庭科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」（令和５年６月 12 日こ成母第 102 号母子保健課長決定）に基づく年度終了ごとの報告書の提出については、年度終了ごとの研究報告書の一部としてもその写しを提出することとし、厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ）において公開します。

（４）経費の合算使用について

補助金については、他の経費（当該事業以外の補助事業、委託事業及び運営費交付金や寄付金等の使途に制限を受けない経費）と明確に区分でき、補助金を当該補助事業に使用することが担保される場合に限り、他の経費との使用区分を明らかにした上で合算使用が可能です。

（例）

・一つの契約で１個の消耗品等を購入するが、補助事業に用いる数量と他の用途に用いる数量をあらかじめ分割する場合で、補助事業に用いる数量分についてのみ直接経費を使用。

※「１個」とは、１ダース、１ケースなどの購入単位を含みます。

・一つの契約で往復航空券を購入し、片道分についてこども家庭科学研究費の直接経費を使用。

・一つの契約でホテルに５泊し、補助事業に係る用務に関する２泊分のみ科研費の直接経費を使用。

（５）研究計画策定等に当たって遵守すべき法律、省令、倫理指針等について

法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください（公募後に改正されることもありますので最新のものをご確認ください）。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、了知ください。

また、これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります（当該期間は研究分担者となることもできません。）。

（参考）主な関係法令・指針等

＜主な法令＞

・臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

・臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）

・再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）

・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年厚生省令第 28 号）

・医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）

・再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）

・医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年厚生省令第 21 号）

・医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）

・再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

・ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）

・特定胚の取扱いに関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 31 号）

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）

・外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（安全保障貿易管理）

＜主な指針等＞

・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）
・遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）
・ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第４号）
・ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）
・ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 69 号）
・ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
・ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
・ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第３号）
・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）
・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正）
・農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）
・遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成 29 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号）
・手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
・匿名診療等関連情報の提供に関するガイドライン（令和２年 10 月１日厚生労働省保険局長通知）
・匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン（令和２年 10 月１日厚生労働省保険局長通知）
・匿名介護情報等の提供に関するガイドライン（令和２年 10 月１日厚生労働省老健局長通知）

（６）研究倫理教育の受講等について

補助金により行われる研究活動に参画する研究代表者は、当該年度のこども家庭科学研究費補助金の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育に関し、以下の点をあらかじめ行っておかなければなりません。

研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に確認をします。

【研究代表者が行うべきこと】

・交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、APRIN e－ラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、又は、「こども家庭

分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（令和５年６月12日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること

・研究分担者（補助金の交付を受ける研究分担者を除く）から、交付申請前までに、当該研究分担者が研究倫理教育を受講等したことを確認すること

【研究分担者が行うべきこと】

・自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、APRIN eーラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、又は、「こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（令和５年６月12日母子保健課長決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること

・研究分担者は交付申請前までにこれを行い、補助金の交付を受けない研究分担者は、研究代表者が交付申請を行うまでに、受講等をした旨を研究代表者に報告すること

（７）臨床研究登録制度への登録について

臨床研究法（平成29年法律第16号）第２条に規定する臨床研究又は医師主導治験を実施する場合には、臨床研究法及び医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知に基づき、臨床研究等提出・公開システム（jRCT）に登録を行ってください。臨床研究法第２条に規定する臨床研究のほか、介入を行う研究を実施する場合には、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号））等に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下のいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。それ以外の研究についても、研究の実施に先立っていずれかのシステムに登録するよう努めてください。また、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付が必要です。なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うことがありますので了知ください。

〇臨床研究等提出・公開システム（jRCT）

https://jrct.niph.go.jp/

〇大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）

https://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm

（８）府省共通研究開発管理システムについて

こども家庭科学研究費補助金においては、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて公募を行います。（応募時に研究計画書の書面提出は求めません。）

ア　システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

〇システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに00:00～24:00

※ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad システムの運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめ示されます。

○研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、〔*研究代表者*〕が所属する研究機関及び〔*研究分担者*〕が所属する研究機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○研究者情報の登録

研究課題に応募する〔*研究代表者*〕及び研究に参画する〔*研究分担者*〕は研究者情報を登録し、システムログインＩＤ、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当が登録します。必要な手続は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

○個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究費制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府へ提供します。

イ　システム上で提出するに当たっての注意

○ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）

○システムの利用方法

システムを利用の上、提出してください。e-Rad システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトからダウンロードできます。

○応募書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

○ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

○画像ファイル形式

研究計画書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

〇ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は10MBです。原則として、10MBを超えないようにファイルを作成してください。10MBを超える容量のファイルはe-Radにアップロードできません。

なお、やむを得ず10MB以上のファイルを提出する必要がある場合は、ファイルをPDFに変換した状態で、CD-ROM等に保存し配分機関担当部署（Ⅲ．照会先一覧を参照のこと。）へ提出してください。また、その場合は事前に配分機関担当部署へ連絡してください。なお、CD-ROM等による提出の場合であっても、ファイルのアップロード以外のe-Radによる応募申請の手続は必要です。

〇研究計画書アップロード

研究計画書類は、必要に応じてPDFファイルに変換してアップロードしてください。

〇研究計画書アップロード後の修正

＜研究機関を経由する場合＞

研究者が研究機関へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。研究機関へ提出した時点で修正することができなくなります。修正する場合は、研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、研究機関承認後は、配分機関担当部署へ修正したい旨を連絡してください。

＜研究機関を経由しない場合＞

研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、配分機関担当部署へ修正したい旨を連絡してください。

〇受付状況の確認

提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、研究機関まで至急連絡してください。研究機関に所属していない研究者は、配分機関担当部署へ連絡してください。提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

〇余裕を持った応募のお願い

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年９月９日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和３年12月17日最終改正）に基づく研究インテグリティの一環として、研究代表者・研究分担者ともに、e-Rad外の研究費の状況や現在の全ての所属機関・役職、また所属機関への適切な報告に関する誓約といった項目もシステムへ入力する必要があります（詳しくは、７（７）を参照）。これらの入力がない場合、システム上で応募の受付が完了しませんので、研究に参加する者それぞれが、必要項目の入力が完了しているか予め確認の上、余裕をもった応募をお願いします。

〇その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Radポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、確認してください。

ウ　システムの操作方法に関する問合せ先

システムの操作方法に関する問合せは、ポータルサイト内に掲載されているヘルプデスクにて受け付けています。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要項の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

（９）researchmap への登録及び入力について

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する researchmap は、日本最大級の研究者情報データベースであり、登録したデータは e-Rad 等のシステムにおいても利用可能となっています。登録した研究業績情報を活用することにより、研究計画書等の研究業績欄への効率的な入力が可能となりますので、積極的な登録及び情報入力をお願いします。

〇国立研究開発法人科学技術振興機構「researchmap」：https://researchmap.jp/

５　公募期間

令和６年 12 月 25 日（水）～令和７年１月 24 日（金）午後５時 30 分（厳守）

※１　e-Rad 上の応募は、e-Rad の利用可能時間帯のみですので、注意してください。なお、公募期間最終日（１月 24 日（金））は午後５時 30 分で終了となりますので、特に注意してください。

※２　提出書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができますが、提出締切日までに受付状況が「配分機関受付中」となっていない場合は無効となりますので十分に注意してください。

６　提出書類

補助金に応募する研究代表者は、e-Rad を用いて、研究計画書（様式Ａ（１））を提出してください（法人が実施する場合は、様式Ｂ（１）を提出してください。）。

７　その他

（１）研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、補助金による研究事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫納付していただくことがあります。

なお、採択課題の概要（課題名、研究者名等を含む。）及び研究報告書等については、厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ※）に登録いただき、同ホームページにて公開されます。

※　国立保健医療科学院ホームページ　URL：https://mhlw-grants.niph.go.jp/

また、研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌、論文等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにしてください。

※１　研究により得られた成果は研究の成果を継続的に追跡して評価するため、「行政効果報告（助成研究成果追跡資料）ＷＥＢ登録」に必ず登録してください。

※２　論文等に記載する課題番号については、交付基準額通知に示される課題番号の冒頭に JPCA を付加してください。（令和５年度採択課題より適用）

交付基準額通知に示される課題番号：　XXYYZZZZ（英数字８桁）

XX：西暦下２桁

YY：研究事業コード

ZZZZ：年度通し番号

※３　論文中等の謝辞の記載例（交付基準額通知に示される課題番号が「24DA1234」の場合）

【英文】This work was supported by Children and Families Agency Program Grant Number JPCA24DA1234.

【和文】本研究はこども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 JPCA24DA1234 の助成を受けたものです。

研究事業コード	
ＤＡ	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（一般公募型）
ＤＢ	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（指定型）

（２）国民との双方向コミュニケーション活動について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年６月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について積極的に取り組んでください。

（参考）

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

（https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf）

（３）成果の利用等について

研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、配分機関担当部署へ相談してください。

（４）健康危険情報について

厚生労働省においては、「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理体制の強化を進めており、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）について、広く情報収集が図られています。

今般、こども家庭庁が設置され、これまで厚生労働科学研究費補助金の対象となっていた、こども政策（母子保健等）に係る研究に対する助成事業について所掌することとなりました。

ついては、移管後も、引き続き必要な危機管理体制の確保を図るため、こども家庭庁が行う研究助成事業による研究を実施する研究者におかれては、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、こども家庭庁成育局母子保健課（メール：boshihoken.kagi@cfa.go.jp）と厚生労働省健康危機管理・災害対策室（メール：emergency@mhlw.go.jp）へ通報してください。

なお、提供していただいた健康危険情報については、こども家庭庁や厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供してください。

（健康危険情報様式）

（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5b9d430-ca0d-4d42-bcca-0e2de2f55a68/9c5b3959/20230401_policies_kagaku-kenkyu_24.docx）

（５）政府研究開発データベース入力のための情報

補助金により行う研究については、政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

ア　研究者番号（８桁）

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号（８桁）を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

イ　エフォート

研究代表者等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間（正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。）に占める割合を百分率で表した数値（１未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値）（いわゆるエフォート）を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何％ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

$$\text{A 研究者のエフォート率（\%）} = \frac{\text{A 研究者が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{A 研究者の年間の全勤務時間}} \times 100$$

ウ　研究分野

主たる研究分野（研究分野（主））と関連する研究分野（研究分野（副））について「研究の内容」の検索等を利用して選択いただき、それぞれのキーワードについても記入してください。

①　研究分野（主）

主たる研究分野を「研究の内容」の検索等を利用して当該研究の主要な部分の属する分野等を選択してください。

「キーワード」については、応募課題の内容を示す任意の文字を５０字以内で記載してください。

②　研究分野（副）

関連する研究分野を「研究の内容」の検索等を利用して当該研究の主要な部分の属する分野等を選択してください。

「キーワード」については、応募課題の内容を示す任意の文字を５０字以内で記載してください。

エ　研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入してください。

また、７（１）の厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ）において公開された研究成果（投稿論文、取得した特許等）についても政府研究開発データベースに提供されます。

（６）AMED マネジメントシステム（AMS）への研究成果の提供

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が機構内データベースとして構築している AMS に対し、厚生労働科学研究成果データベース中の研究成果が提供されます。

（７）競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

ア　補助金の応募の際には、こども家庭庁から交付される研究費（公益法人等から配分されるものを含む。）、他府省の研究費、独立行政法人から交付される研究費及び公益法

人等から交付される研究費等の応募・受入状況（研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等）を研究計画書に記載していただきます。また、研究代表者及び研究分担者は「応募中の研究費」、「事業実施中および受入予定の研究費」及び「e-Rad 外の研究費」の応募・受入状況[1]、加えて「現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）」について府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に入力をしてください。これらの情報は「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照するので、正確に入力をお願いします[2]。なお、計画書や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、「寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援[3]を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報」について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を行って頂きますが、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合も、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。なお、誓約に加えて所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、留意してください。

イ　課題採択に当たっては、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年９月９日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和３年 12 月 17 日最終改正）に基づき、e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有し、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題を採択しない場合等があります。なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題に関する情報（競争的研究費名、研究者名、所属機関名、研究課題名、研究概要、計画経費等）やアの情報の一部について他府省を含む他の競争的研究費の担当課に情報提供する場合があります。

ウ　他府省の競争的研究費及び独立行政法人から交付される競争的研究費で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに配分機関担当部署へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、公益法人等から交付される研究費等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ．照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、指示に従ってください。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助

---

[1] 国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く）の応募・受入状況

[2] 秘密保持契約が交わされている共同研究等に関する情報については、以下のとおり取り扱います。

・当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は入力せずに応募することができます（その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります）。

・なお、今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることにも留意してください。

・提出のあった情報については、秘密保持契約が交わされていない情報と同様に配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

[3] 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

金の返還等を求めることがあります。

（８）採択の取消し等

研究課題採択後において、こども家庭庁が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書、研究報告書等の提出期限を守らない場合や、当該研究者について上記４の（２）により一定期間補助金を交付しないこととされた場合は、採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります（注）ので特に十分留意してください。

（注）一定期間補助金を交付しないこととされた当該研究者が研究分担者として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

（９）個人情報の取扱い

補助金に係る研究計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供されます。また、採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第５条第１号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする他、マクロ分析や EBPM（Evidence Based Policy Making）の推進に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。また、上記（５）及び（６）に基づく情報提供が行われる場合があります。

（１０）リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許※については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年３月１日総合科学技術会議）に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

※当該指針において「リサーチツール特許」とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいいます。実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などに関する特許が含まれます。

（１１）歳出予算の繰越しについて

交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、補助金を翌年度に繰越して執行することができる場合があります。詳細は、「こども家庭科学研究費補助金等に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」（令和５年４月３日こ成母第 12 号母子保健課長決定）（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5b9d430-ca0d-4d42-bcca-0e2de2f55a68/54b73d02/20230401_policies_kagaku-kenkyu_13.pdf）を参照してください。

（１２）バイオサイエンスデータベースへの協力について

ライフサイエンス分野の研究を実施する場合（人体に由来するデータを取り扱う研究を含む。※）には、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※※）に提供していただくよう協力依頼します。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも協力依頼することがあります。

※　人体に由来するデータ等については、収集、保存、公開の方針が、個人情報保護等の観点から、人以外の動物や物質等由来の情報とは異なり、慎重な対応が不可欠であり、その方針を検討する必要があることから、従来は対象外としていました。

しかしながら、バイオサイエンスデータベースセンターにおいて、平成 25 年度に、人体に由来するデータの共有や取扱いに関するガイドライン（注）が定められたことから、今後はこれらガイドラインに沿って同センターへの提供について協力方お願いします。なお、この場合であっても、個人情報等の取扱い（研究データの第三者への提供等）については上記４（５）に掲げる省令・倫理指針等を遵守することが前提となりますので留意してください。

（注）ガイドラインについては以下のページを参照してください。
https://humandbs.dbcls.jp/guidelines

※※　バイオサイエンスデータベースセンター（https://biosciencedbc.jp/）

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年４月に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を４つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指しています。

（１３）こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用の推進について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和３年４月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、こども家庭科学研究においても「こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」（令和５年 12 月 21 日こ成母第 357 号こども家庭庁成育局母子保健課長決定）に基づいて、令和６年度より新規に開始する全ての研究より、研究班毎に、データマネジメントプラン（DMP）を作成し、DMP による研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用を行うこととします。

詳細は、「こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」をご参照ください。

URL: https://www.cfa.go.jp/policies/kagaku-kenkyu/kitei/

（１４）若手研究者※等の参画について

こども家庭科学研究では、「研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること」を採択条件に含めています。

また、行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、申請者が一定の年齢であることを条件とすることにより、将来のこども家庭科学研究を担う研究者を育成する、若手育成型の課題を公募する場合があります。

統合イノベーション戦略 2023 においても、より一層の若手研究者等の育成・確保が求められています。

※現時点における若手研究者の定義

満 39 歳以下（令和７年４月１日現在で満 39 歳以下の者（1985 年（昭和 60 年）４月２日以降に生まれた者））の研究者

（１５）こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の支援について

こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者について、こども家庭科学研究費補助金等から人件費を支出しつつ、当該研究課題に従事するエフォートの一部を、研究課題の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することを可能としました。

詳細や手続きについては、「こども家庭科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の支援について（令和５年４月３日こ成母第 13 号母子保健課長決定）」をご確認ください。

（１６）こども家庭科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）について

こども家庭科学研究費補助金等の直接経費の使途を拡大し、研究代表者本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能としました。

詳細や手続きについては、「こども家庭科学研究費補助金等の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）について（令和５年４月３日こ成母第 14 号母子保健課長決定）」をご確認ください。

（１７）統計法第 33 条第１項による調査票情報の提供について

公的機関との共同研究や公的機関からの公募の方法による補助を受けて行う研究など高度な公益性を有する研究などに利用する場合であり、統計表の作成又は統計的研究などに限り、統計調査の調査票情報の提供について、申出を行うことができます。

厚生労働省が実施した統計調査の調査票情報の提供についての詳細や申出要件等については、以下のページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/chousahyo.html

（１８）研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反

・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

詳細は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を参照して下さい。

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

（１９）博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の３倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約３割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人における RA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和２年 12 月３日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

・ 科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年

間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

- 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

（２０）男女共同参画等に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和３年３月 26 日閣議決定）」、「男女共同参画基本計画（令和２年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和４年６月２日総合科学技術・イノベーション会議決定）」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について（令和５年２月８日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、こども家庭科学研究においても、性差が適切に考慮されるようにするとともに、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

育児休業等（産前休暇、産後休暇、育児休業または介護休業）を取得した場合、所要の手続き（事業変更申請書の提出等）を行い、研究の中断、研究期間の延長をすることができます。詳細は以下のＱ&Ａを参照してください。

〈こども家庭科学研究費補助金等における育児休業等に係るＱ&Ａ〉
20230401_policies_kagaku-kenkyu_00.pdf (cfa.go.jp)

（２１）重要な技術の流出防止措置について

バイオ技術、医療・公衆衛生技術等の「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和４年９月 30 日 閣議決定）第１章第３節（２）において示されている技術領域※１に関する研究課題であって、令和７年度以降に新規に開始する課題については、以下のとおりコア重要技術等※２に対して技術流出防止措置※３を講じてください。

年度あたりの交付額が 10 億円以上となる場合、コア重要技術等を特定するとともに、その流出を防止するために必要な措置を講じ、これらの具体的な内容を研究計画書に記載してください。

年度あたりの交付額が 10 億円未満の場合においては、各研究事業の照会先に個別に相談してください。コア重要技術等の性質等に応じた流出防止措置を行うことが適切である場合は、該当するコア重要技術等及びその流出を防止するために必要な措置の具体的な内

容を研究計画書に記載してください。なお、コア重要技術等に該当するものが生じることが見込まれない場合は、研究計画書に該当がない旨を記載してください。

※１ バイオ技術、医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）、 先端材料科学等

※２ コア重要技術：研究課題の成果及びその活用の際に必要となる技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。）
コア重要技術等：コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術
（注）コア重要技術、コア重要技術等いずれも公然と知られていないものに限る。

コア重要技術等についての補足説明は以下のとおり。

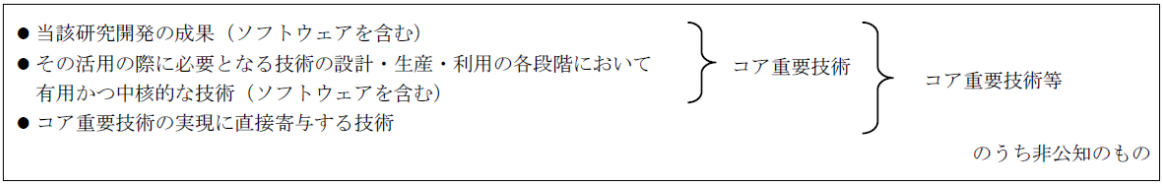

「当該研究開発の成果」：国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）
「研究開発成果の活用の際に必要となる技術」：研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要となる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。
「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術
「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術
「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術
「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」 ：その技術を知ることでコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

【コア重要技術等の具体的なイメージ例】
・○○素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
・○○プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ など

※３ 技術流出防止措置の一例
（ア）コア重要技術等へのアクセス管理
コア重要技術及び公然と知られておらず、かつ、コア重要技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア重要技術等」という。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

（イ）コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ア）に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理

国の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び（イ）に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的 にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

Ⅲ. 照 会 先 一 覧

この公募要項の記載内容に関して疑問点が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください。なお、審査状況のお問い合わせや応募予定の研究内容についての個別の相談は対応いたしませんのでご留意ください。

研　究　事　業　名	連　　絡　　先
ＤＡ　成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	成育局母子保健課（直通：03-6862-0518）

Ⅳ. 研究課題の評価

研究課題の評価は、「こども家庭庁の科学研究開発評価に関する指針」（令和５年６月２日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」（※）、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の三つの過程に分けられます。必要に応じて、研究終了後３年を経過した後、施策への活用状況等を審査する追跡評価を行います。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、下記の「専門的・学術的観点」、「行政的観点」及び「効率・効果的な運営の確保の観点」からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、公募研究課題によっては、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほかこども家庭庁ホームページ等により公表します。

※　研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により中途で終了することがあります。

○　事前評価の評価事項

（１）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア　研究のこども家庭科学分野における重要性

・こども家庭科学分野に対して有用と考えられる研究であるか

イ　研究のこども家庭科学分野における発展性

・研究成果がこども家庭科学分野の振興・発展に役立つか

ウ　研究の独創性・新規性

・研究内容が独創性・新規性を有しているか

エ　研究目標の実現性・効率性

・研究期間の各年度毎の目標が明確か

・実現可能な研究であるか

・研究が効率的に実施される見込みがあるか

オ　研究者の資質、施設の能力

・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか

・臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

（２）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア　政策等への活用（公的研究としての意義）

・施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性

・間接的な波及効果などが期待できるか

・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか

・社会的・経済的効果が高い研究であるか

イ　行政的緊急性

（３）効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項
効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。
・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
・他の民間研究などにより代替えできるものではないか
・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

（４）総合的に勘案すべき事項
ア　いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
イ　研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
ウ　これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
エ　申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

（５）　申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

○　中間評価の評価事項
（１）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
ア　研究計画の達成度（成果）
・当初の計画どおり研究が進行しているか
イ　今後の研究計画の妥当性・効率性
・今後研究を進めていく上で問題点はないか
・問題点がある場合には、研究内容等の変更が必要か
・その際にはどのように変更又は修正すべきか
ウ　研究継続能力
・研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
・研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

（２）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
評価時点での政策等への活用（公的研究としての意義）
・施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
・間接的な波及効果などが期待できるか
・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
・社会的・経済的効果が高い研究であるか

（３）効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項
効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とする。

・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
・他の民間研究などにより代替えできるものではないか
・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

（４） 総合的に勘案すべき事項

ア　いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

イ　研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究課題に対する研究課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めるものとする。

○　事後評価の評価事項

（１）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア　研究目的の達成度（成果）
・所要の目的を達成したか
・所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか

イ　研究成果の学術的・国際的・社会的意義
・研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

ウ　研究成果の発展性
・研究成果の今後の研究への発展性があるか

エ　研究内容の効率性
・研究が効率的に実施されたか

（２）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

研究成果の政策等への活用（公的研究としての意義）
・施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
・間接的な波及効果などが期待できるか
・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
・社会的・経済的効果が高い研究であるか

（３）効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項
・研究が効果的・効率的に実施されたか

（４）国民へのわかりやすい説明・普及の努力の観点からの評価に当たり考慮すべき事項
・研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
・研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に取り組んでいくこととしているか

（５）評価の際には、専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。

（６）当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

Ⅴ. 公募研究事業の研究類型について

＜補助金のうち本公募要項において公募を行う研究類型について＞

公募要項では、「一般公募型」「指定型」のうち、「一般公募型」（一般公募による競争的枠組み）の類型について募集を行います。

Ⅵ. 各公募研究課題の概要等

ＤＡ　成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

１　研究事業の概要

（１）背景

令和５年４月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を指している。

１　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
２　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
３　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。
本研究事業は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな発達・成長、及び well-being の向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施するものである。

（２）事業目標

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。

（３）研究のスコープ

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学的研究＞

健康診査、栄養、多様性に関する事項（低出生体重児、多胎児、外国人、障害児等）、保育、こどもの障害、CDR（Child Death Review）、虐待等、こどもの健やかな成長や発達につなげる科学的研究を実施する。

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学的研究＞
不妊症・不育症、プレコンセプションケア※、妊娠、出生前検査、母子感染、出産、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につなげる科学的研究を実施する。
※男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うように促すこと。

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学的研究＞
こども施策のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体支援等のこども施策の横断的な推進につなげる科学的研究を実施する。

（４）期待されるアウトプット

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究＞
・新生児マススクリーニング検査の体制整備に係る評価・提言の作成
・低出生体重児の中長期的フォローアップ・支援に関する手引きの作成

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究＞
・妊産婦の栄養摂取状況の評価に資するツール案の作成
・産後のケアに関するエビデンスの整理・提言の作成
・自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学研究＞
・デジタル化した母子保健情報を利活用する際のマニュアル及び支援ツールの作成
・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく評価指標及び施策の実施状況のモニタリングシステムの構築

（５）期待されるアウトカム

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合、産後１か月時点での産後うつのハイリスク者の割合、こども

を持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等に繋げていく。

（６）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）研究との関係性について

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED 研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。

ＤＡ－１　公募研究課題

（１）研究課題名

こども家庭センター（母子保健機能）における効果的な母子保健事業を推進するための研究（２５ＤＡ０１０１）

（２）目標

令和４年に改正された児童福祉法等により、令和６年４月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）等において全国展開を図ることとされている。

また、「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている。

センターの運営にあたり、「こども家庭センター業務ガイドライン」（令和６年３月こども家庭庁）が示されたところである。一方、こども家庭センターの母子保健機能におけるサポートプランの作成や児童福祉機能との連携、地域資源の開拓に必要な知見の収集等が十分とは言えない状況である。

本研究では、母子保健事業における既存資材の整理、こども家庭センター（母子保健機能）に関する実態把握を通じた事例収集及び分析等を行い、こども家庭センター（母子保健機能）の体制整備に向けた取組の推進及び自治体における母子保健事業を支援することを目標とする。

（３）求められる成果

・こども家庭センター（母子保健機能）に関する実態把握（特にサポートプランの様式や児童福祉機能との連携に活用しているツール、合同ケース会議、人材育成等）及び分析
・自治体保健師が利活用可能なマニュアル作成及び事例集の作成（特にサポートプランの作成、地域資源の開拓を含む）
・研究成果や好事例等を踏まえたセミナー、研修会等の実施による周知・啓発

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　8,000 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・こども家庭センターに関連する様々な専門家（保健師等の看護職、児童養護等の児童福祉に係る専門家、公衆衛生や地域保健の専門家）、統計に係る専門家の意見が反映される体制が整備されていること。
・市町村の母子保健活動の実施者（行政、専門家、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－２　公募研究課題

（１）研究課題名

児童福祉施設における栄養管理の充実に資する研究（２５ＤＡ０２０１）

（２）目標

児童福祉施設における食事の提供に当たっては、施設ではこどもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供が行われるよう、また、施設の所管部(局)が主体となって、栄養改善等に関し、施設への援助及び指導を行うよう、国の通知（令和２年３月「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」）で求めている。

各施設でこどもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価や計画どおりに調理及び提供が行われたかの評価を行うに当たっては、日本人の食事摂取基準を参考に実施されているところであるが、令和７年度から「日本人の食事摂取基準（2025 年版）」が適用される予定である。こどもの発育・発達において適切な栄養摂取が重要であることから、児童福祉施設における食事提供の計画及び評価を行う際の食事摂取基準の活用に関する留意点等の検討が必要である。

また、提供する施設の特徴や複雑化したこどもにも対応する栄養管理の観点から、就学前のこどもやその保護者に対する食育の取組に関する評価方法についても検討が必要である。

本研究では、児童福祉施設における食事提供の計画及び評価を行う際の食事摂取基準の活用に関する調査として、施設で提供されている食事の量と質、こどもの食事の摂取量、身体状況等を把握し、実際に食事摂取基準を用いて評価を行い、食事摂取基準の活用に関する留意点等の検討を行う。また、一緒に調理することや共食も大事であることを踏まえ、施設における食に関する取組を検証し、児童福祉施設における食育の推進を含む栄養管理の充実に関する提言を作成する。

これらは、施設における適切な栄養・食生活の取組の推進に資するとともに、市町村等の自治体が児童福祉施設への指導・助言を行うための一助となることが期待される。

（３）求められる成果

- 児童福祉施設における食事提供の計画及び評価を行う際の食事摂取基準の活用に関する留意点等のとりまとめ
- 児童福祉施設における食育の取組に係る評価方法を含む栄養管理の充実に関する提言

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　9,000 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和８年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・こどもの食育を含む栄養管理、給食経営に関連する様々な専門家を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
・児童福祉施設の食事提供の実施者の意見が適切に反映される研究班体制が整備されていること。
・児童福祉施設における食事提供に関する研究についての十分な実績があり、調査結果の分析やとりまとめができる基盤が構築されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－３　公募研究課題

（１）研究課題名

障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける障害児の栄養状態の把握と効果的な支援を推進するための研究（２５ＤＡ０３０１）

（２）目標

児童福祉施設の類型として、障害児の生活を支える施設がある。障害児が健やかに発育・発達し、自立して快適な日常生活を営み、尊厳ある自己実現をめざすためには、障害児一人ひとりの健康・栄養状態や食生活の質の向上を図ることが不可欠であり、「食べる楽しみ」の支援を充実していくことは重要なことである。

令和６年度子ども・子育て支援調査研究事業において、障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける栄養管理（栄養ケア）の実態把握を行っているところであるが、今後は障害児一人一人に対して、その障害特性に応じた栄養管理の実態を明らかにするとともに、児童発達支援センターを始めとした関係機関が連携した専門的な支援の充実に向けた検討を行うことが重要と考えられる。

障害児者の栄養状態については、指定障害者支援施設を対象に入所者の栄養状態を把握した研究において、低栄養と過剰栄養の二重負荷が存在することが明らかにされているものの、障害児に限定した栄養状態の把握は行われていない。

このため、本研究では、障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける障害特性に応じた栄養管理に関する実態把握として、施設を利用する障害児の栄養状態について、関係者へのヒアリング等を含めた調査を行い、食事提供を通じた栄養管理による栄養状態の改善について検証を行う。その上で、個々の障害特性に応じた食事提供を通じた栄養管理の推進に関する提言を作成することを目的とする。

本研究の成果は、各施設における栄養管理の推進を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上に資することが期待される。

（３）求められる成果

・障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける個々の障害特性に応じた栄養管理の取組の推進に関する提言の作成

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　6,500 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和８年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・児童福祉施設の栄養管理について複数の研究業績を有する（若手研究者については、同専門知識又は研究実績を有することとする。）をとともに、障害児の支援に関する様々な専門家（医師、歯科医師、リハビリテーション関係職種等）を研究代表者及び研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
・研究協力者として、児童福祉施設の食事提供に対して指導・支援の経験を有する行政栄養士を含むこと。
・障害児入所施設及び児童発達支援センターの関係者（専門家、行政、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－４　公募研究課題

（１）研究課題名

予防のためのこどもの死亡検証（CDR）における制度設計の検討及び SIDS ガイドラインの適切な運用に資する研究（２５ＤＡ０４０１）

（２）目標

我が国における予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review: CDR）の全国展開を見据えて、令和２年度より、CDR がモデル事業として実施されている。さらに、令和５年度の我が国における０歳児の死因の５位となっている、乳幼児突然死症候群（Sudden Infant Death Syndrome: SIDS）については、「SIDS 診断ガイドライン（第２版）」に基づき適切に診断され、効果的な予防策が提言されることが急務である。

本研究では、CDR における制度設計の検討と SIDS ガイドラインの適切な運用といった、こどもの死に関する課題の解決を目的として、以下の２つを行う。

①CDR の個別検証や概観検証の精度向上、標準化された死亡調査票及び小児死亡症例台帳等による各自治体における円滑な情報共有、情報収集にあたっての同意取得や関係機関による情報提供に関する課題、より効果的な予防策の提示、予防策の提言を政策につなげるための方策等、今後我が国が CDR の全国展開及び CDR に関するデータベースの構築を検討するための基礎資料となる、制度設計案の作成を行う。

具体的には、CDR モデル事業の手引き(第２版)や報告書等の CDR に関する公表資料の内容を踏まえた上で、モデル事業を通じて得られた、自治体における死亡調査票及び小児死亡症例台帳等の記載項目を含めた制度設計に係る課題を把握し、各自治体における効率的かつ効果的な情報共有のための死亡調査票及び小児死亡症例台帳等の標準的な項目の提案を含めた制度設計案を作成する。

②SIDS 診断ガイドラインの運用状況の調査を実施し、運用面での課題を明らかにし、医療従事者等をはじめとする SIDS の診断等に携わる関係者に対して、ガイドラインの運用を改善するためのマニュアルを作成するとともに、SIDS の予防を目的とした日本版睡眠環境の提言の作成を行う。

（３）求められる成果

・CDR の全国展開を見据えて整理した現状の課題とその対応策を踏まえた制度設計案
・各自治体における死亡調査票及び小児死亡症例台帳等の項目における現状と課題の整理
・死亡調査票及び小児死亡症例台帳等の項目における現状と課題の整理を踏まえた対応策
・対応策を踏まえた死亡調査票及び小児死亡症例台帳等の標準的な項目の構築
・標準的な項目を活用して導き出される予防策の評価
・SIDS 診断ガイドライン運用改善のための対策案（マニュアル等）
・SIDS 予防のための日本版睡眠環境に関する提言

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　8,000 千円程度※（間接経費を含む）

研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・小児の傷害に関する専門家（小児科医、救急医等）及び小児の死亡に関する様々な専門家　（小児科医、救急医、法医学者、警察医等）が幅広く参加し、連携可能な研究班体制が構築されていること。なお統計学・疫学・データベースの構築に関する知見をもつ研究者を研究班に含むことが望ましい。
・死亡調査票及び小児死亡症例台帳等の標準的な項目を整理する上で、こどもの死を経験した家族等に対するグリーフケアに関する情報についても共有が必要という観点から、こどもの死を経験した家族等を支援する経験のあるグリーフケアの専門家や当事者団体等が研究班内に参画していること。
・SIDS/SUID（Sudden Unexpected Infant Death）に関連する様々な専門家（小児科医、法医学者等）が参加し、連携可能な研究班体制が構築されていること。
・小児の傷害診療を日常的に実施している多施設医療機関との連携体制が整備されていること。
・関係学会、モデル事業参画自治体、関係団体との連携体制が構築されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－５　公募研究課題

（１）研究課題名

自治体の健診情報及び既存の大規模データベース等を活用した乳幼児健診等の評価指標と標準化された乳幼児健診等の実施方法を検討するための研究（２５ＤＡ０５０１）

（２）目標

市町村は母子保健法 12 条（義務）の「１歳６か月健診」「３歳児健診」及び同法 13 条（任意）の「妊婦健診」「３～６か月健診」「９～11 か月健診」「新生児聴覚検査」などを実施している。さらに、令和６年度からこども未来戦略の加速化事業で１か月及び５歳児健診も導入され、切れ目のない健康支援の基盤になっている。他方で、乳幼児健診の実施時期、内容及び方法は自治体によって異なり、国が示す標準的な項目以外についても多く行われていることや、学童期以降の健康情報との紐づけが必ずしもなされていないことから、健診の精度管理、すなわち、適切な健診の実施とフォローアップについての評価体制が自治体によって異なり、それによる地域格差が存在していることが明らかになっている。

本研究の目的は、自治体の健診情報及び既存の大規模データベース等を活用し、乳幼児健診及び乳幼児健診以外の行政からの乳幼児とその保護者に対する介入について、客観的な評価指標を設定することである。これにより、健診や介入の評価の精度を向上させ、対象者の各年代においてより一貫性のある標準化された健診等の実施方法を確立し、各年齢で実施される健診や介入において重複した項目についても整理する。具体的には、自治体の健診情報及び匿名医療保険等関連情報データベース（NDB; National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan）等の既存の大規模データベース等を分析して現行の健診等の効果を評価し、改善点を明らかにすることで、乳幼児の健康管理をより効果的に、地域格差のない標準的な方法で実施できるようにすることや、その年齢で必要な診察や介入事項が整理されることが期待される。

また、乳幼児健診の実態調査を行うことで、健診の在り方や目的についても、この研究班において検討していく。

（３）求められる成果

- 乳幼児健診及び乳幼児と保護者に対するその他の行政介入に対する新たな客観的評価指標の確立、基準の明確化
- 評価指標に基づく健診の実施やフォローアップの精度向上のための具体的改善策の提案
- 自治体間の健診の質に関する格差の明確化、標準的な健診の実施時期や内容を示すことによる各自治体の健診等の内容の均てん化
- 健康情報の連携強化による乳幼児期からの一貫した健康管理の検討
- 乳幼児健診の実施状況の調査、健診の目的や方法についての実態の把握
- 乳幼児健診の標準化における現在実施されている健診項目の正当性の評価
- 精度管理を通じた健診項目の見直し
- 既存の乳幼児健診に代わる行政からの乳幼児に対する介入方法の検討
- 研究成果に基づく乳幼児健診や行政介入の改善に向けた具体的政策提言

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　34,000 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・自治体の健診情報及び NDB 等の既存の大規模データベース等を対象とした分析を行うこと。
・乳幼児健診の実務及び母子保健業務に精通している者を研究分担者又は協力者とする研究班体制が構築されていること。なお統計学・疫学・データベースの構築に関する知見をもつ研究者を研究班に含むことが望ましい。
・乳幼児健診関係者（専門家、行政、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－６　公募研究課題

（１）研究課題名

ドナーミルクを安全かつ持続的に供給するための体制を整備するための研究（２５ＤＡ０６０１）

（２）目標

早産児、特に極低出生体重児（出生時体重 1500g 未満）については、壊死性腸炎や敗血症等の合併症の予防や将来的な神経発達予後の改善に、早期の母乳による経腸栄養が有効であるとされている。産婦自身の母乳が得られない場合に、授乳中の女性から提供された母乳を、殺菌処理等して低出生体重児等に供与する「ドナーミルク」は、母乳由来の栄養を補給することに加え、未熟な腸でも早期に経腸栄養を開始する最適な方法であり、壊死性腸炎等の予防に有効性があるとして、新生児医療の現場で国際的にも広く活用されている。現在、我が国においては、契約医療機関に対してドナーミルクの提供を行う「母乳バンク」が民間団体により運営されているほか、院内において殺菌処理等したドナーミルクを供給する例もみられているが、ドナーミルクは、食品や医薬品を含め法的な位置づけがない状況となっている。

過去の成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の研究等においては、ドナーミルクの安全かつ安定的に供給に関して、下記のような課題が明らかになっている。

- **医療機関の負担**：ドナーミルクの全国的な供給は、民間団体によって運営されている２か所の母乳バンク※が担っているが、医療機関からの年間契約費が財源となっている。しかし、ドナーミルクに法的な位置づけがないことから、医療機関内において年会費の費用捻出の負担が生じている。

※日本橋母乳バンク及び日本財団母乳バンク

- **供給体制の課題**：年会費の負担を理由に、一部の医療機関はドナーミルクを活用できておらず、母乳を必要とするすべての新生児に母乳が届いていない。母乳バンクが東京都に所在しており、災害対策という観点から不安がある。
- **安全性の課題**：医療機関が自らドナーミルクの供給やもらい乳を実施している場合、ドナーの検査や殺菌処理等、母乳の取り扱いが不明瞭である。
- **バンクの運用に係る課題**：母乳バンクは、殺菌処理やドナーの検査の費用等、ドナーミルクの処理に係る諸経費だけでなく、ドナー・レシピエントの情報等、有害事象発生時に必要となる情報の管理に要する費用や人件費等のランニングコストも捻出する必要がある。特に、母乳バンクの職員は助産師や看護師等の専門職が多く、人件費の確保は経営面の課題として大きい。

本研究では、ドナーミルクの法的な位置づけに向けた手続きや課題の整理、医療機関及び母乳バンクの双方が抱えているコストに関する課題の整理、ドナーミルクの活用状況等の実態把握に関する調査を行い、我が国においてドナーミルクを安全かつ持続的に供給するための体制整備に向けた検討にあたり、参考となる資料を提供する。さらに、災害等緊急事態発生時に、母乳バンクが被災しても医療施設にドナーミルクが安定的に供給できる体制の在り方（母乳バンクの拠点の増設や備蓄の在り方等）について、我が国の災害対応体制や過去の対応も分析したうえで、検討するための基礎資料を作成する。

（３）求められる成果

・ドナーミルクの法的な位置づけに向けた手続きや課題の整理（ドナーミルクを食品や医薬品等に位置付けるにあたり、想定される母乳バンクに必要な対応の整理）
・医療機関及び母乳バンクが負担しているコストに関する調査を通じた課題整理及び実現
・持続可能な母乳バンクの運用に関する提案
・ドナーミルクの活用状況等の実態把握に関する調査
・ドナーミルクの効果及び有害事象に関する分析
・母乳バンクが被災しても医療施設にドナーミルクが安定的に供給できる体制の在り方を検討するための基礎資料の作成（我が国の災害対応体制や過去の対応も調査・分析した上で作成すること）

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　7,000 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・新生児医療に関連する様々な専門家（新生児科の専門医及び看護師・助産師等）、入院時食事療養費や診療報酬等を加味して母乳バンクの運用について分析できる経済学・経営学の専門家、食品及び医薬品の製造・販売・品質管理等に関する知識を有する専門家、災害医療・災害対策を専門とする医療者及び政策研究者を分担者とする研究班体制が必ず構築されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－７　公募研究課題

（１）研究課題名

医学的適応以外の卵子凍結に関する実態調査と早発卵巣不全患者の妊孕性温存等に関するコンセンサス形成に資する研究（２５ＤＡ０７０１）

（２）目標

医学的適応の卵子凍結は、悪性腫瘍等の治療により卵巣機能低下をきたすことが懸念される場合に行われ、妊孕性温存療法等の有効性・安全性のエビデンス創出等を目的として、一部の疾患は「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の対象となっている。

それ以外の卵子凍結は、①「健康な女性への卵子凍結」と②「病気そのものによる妊孕能低下（卵巣機能の低下等）が懸念される場合」の卵子凍結に区別される。

①は、加齢等の要因による妊孕能の低下を懸念する場合に実施され、社会的な関心は高いが国内外での実態は明らかではない。また、海外では自身のために凍結した卵子を第三者提供することができる国もあるが、問題点の整理が十分に行われていない。

②は、例えば、早発卵巣不全（primary ovarian insufficiency: POI）が考えられる。POI は年齢 40 歳未満で、高ゴナドトロピン性低エストロゲン血症を伴う卵巣性無月経を呈する疾患である。その診断基準は国際的にも定まっていないものの、進行性の病態であり、減少した卵胞を再生する方法は開発されていない。よって、POI に至る前の重度の卵巣機能不全患者において、胚・未受精卵子の凍結保存を実施することで、将来の妊娠に備えることができる。POI の予測因子として、抗ミュラー管ホルモン（anti-Müllerian hormone：AMH）値が報告されていることも踏まえ、カットオフ値に関する明確な基準の作成も含め、重度の卵巣機能不全患者の、日本国内における卵子凍結療法の適応に関するコンセンサスを得ることは、妊孕性温存の選択肢を提供する上で重要である。

本研究は、卵子凍結についてのエビデンスの集積や国内外の実態を明らかにすることを目的とする。①については、健康な女性への卵子凍結について国内外の文献レビューを通じ、最新のエビデンスの報告を行うとともに、国内外の実態を把握し、卵子凍結を検討している方への正しい知識の普及につなげる。②については、POI 患者の妊孕性温存に関する国内外における文献レビューを通じての知見収集や、AMH のカットオフ値に関する調査・データ分析を行い、関係学会等におけるコンセンサスの形成を目指す。これにより、将来 POI に至る可能性のある患者が早期に抽出され、妊孕性温存の支援等に繋げることが期待される。

（３）求められる成果

・未受精卵子凍結に関する治療成績、合併症リスク等の国内外における文献レビュー
・未受精卵子凍結に関する国内外の実態調査報告
・POI の診断に関する国内外の文献レビュー
・POI までは至っていない重度の卵巣機能不全患者の AMH 値に関する調査・データ分析
・POI までは至っていない重度の卵巣機能不全患者の AMH 値に関するカットオフ値に関する報告

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　8,100 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・未受精卵子凍結、早発卵巣不全に関連する様々な専門家を研究分担者とし、関係学会等から協力が得られる研究班体制が構築されていること。
・未受精卵子凍結、早発卵巣不全に関する研究についての十分な実績があり、調査結果の分析やとりまとめができる基盤が構築されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－８　公募研究課題

（１）研究課題名

プレコンセプションケアの取組の実態把握や評価指標開発等に資する研究（２５ＤＡ０８０１）

（２）目標

こども未来戦略（令和５年 12 月 22 日閣議決定）において、プレコンセプションケアは、「男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すこと」とされている。さらに、経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和６年６月 21 日閣議決定）では、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて５か年戦略を策定した上で着実に推進する」ことが政策の方向性として示された。

こども家庭庁においては、プレコンセプションケアに関して、若い世代を対象としたポータルサイト「スマート保健相談室」において、性・妊娠に関する正しい情報や相談窓口等の周知を行うほか、「性と健康の相談センター事業」により、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた、性と健康の相談支援等を実施している。一方で、持病や過去の妊娠等に関連した妊娠・出産にまつわる不安に関する相談対応については、医療機関の専門家が、プレコンセプションケア外来（オンライン相談も含む）等において実施している場合があるが、その詳細な相談内容、費用、自治体の助成の有無、実施場所等に関する実態は不明である。我が国が、今後持病や過去の妊娠等に関連した妊娠・出産にまつわる不安をもつ当事者等の支援のあり方について検討を進めるために、プレコンセプションケア外来等の実施施設を調査し、実態把握及び好事例の収集並びに課題を抽出することが必要である。そして、政府で検討されるプレコンセプションケア外来を含めたプレコンセプションケアの今後の方向性や情報発信の在り方を踏まえた、対象者に向けた情報発信を行うための資材や、現時点で不足している専門家が外来で活用可能な資材を作成することにより、当事者のニーズに寄り添った支援を提供することが期待できる。

本研究では、現在行われている国のプレコンセプションケアの検討会等で今後５年を見据えて政府から示される予定となっている、性や妊娠に関する正しい知識の普及と情報提供のあり方、妊娠を考える方の健康管理に関する相談支援のあり方等や、厚生労働省で行われている様々な検討を踏まえ、プレコンセプションケア外来等の当事者への支援に関する課題分析と、より良い支援を提供するための資材及び好事例集の作成や提案を行う。さらに、プレコンセプションケアの動向や施策の影響を経時的に把握し、政策の検討に活用するための指標の開発を行う。

（３）求められる成果

・費用・外来実施者・相談内容・相談件数等の情報を含むプレコンセプションケア外来等の実施状況の調査及び課題分析、並びに好事例集の作成
・プレコンセプションケア外来等の支援に関する情報を対象者に対して効率的に発信するための資材作成と手法の提案（我が国におけるプレコンセプションケアの方向性を踏まえて作成すること。）
・プレコンセプションケア外来等において専門家が活用可能な資材の作成

・我が国におけるプレコンセプションケアの動向や政策の影響を経時的に把握するための指標の開発

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　8,000 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度
新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・プレコンセプションケアに関する研究について十分な実績のある様々な専門家（医師、看護師、助産師、薬剤師、保健師、栄養士等）、政策効果の把握や分析手法の開発について実績のある専門家等を研究分担者とし、調査結果の分析及びとりまとめ、並びに政策評価における指標開発の実施が可能な研究班体制が構築されていること。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－９　公募研究課題

（１）研究課題名

保育所等における感染症対策の推進のための研究（２５ＤＡ０９０１）

（２）目標

乳幼児が集団で過ごす施設である保育所等における感染症対策は、平成 30 年に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき保育現場で実施されている。同ガイドラインは、関係法令の改正等に応じ随時一部改訂が行われているところ、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に関する科学的知見が蓄積されてきたことや、保育現場における感染症対策や感染症のこどもの保育の実情等を踏まえ、今後ガイドライン全体の内容の見直しに向けた情報収集や精査が必要である。

そのため本研究では、

①下記に関する近年の科学的知見についてレビューするとともに、

・乳幼児期に罹患しやすい感染症、

・保育所等における感染症予防や感染拡大防止対策

②保育所等における感染症対策の現状と課題を把握するための調査を実施する。

その上で、それらで得られた科学的知見を踏まえ、各保育現場において効果的で実効性のある「保育所における感染症対策ガイドライン」となるよう見直しに向けた具体的な提案を行う。

（３）求められる成果

・乳幼児の集団での保育について、エビデンスに基づく効果的かつ保育現場において実行可能な感染症対策の検証

・「保育所における感染症対策ガイドライン」の見直しに関する具体的な提案

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　5,000 千円程度※（間接経費を含む）

研究実施予定期間：　令和７年度

新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件（【　】内は条件を満たしていることを示す書類等）

・乳幼児の感染症対策に関連する様々な専門家（感染症・感染管理の専門医、看護師等）を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。

・保育所等における感染対策の実施者（専門家、行政、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること【関係学会、自治体、関係団体等から協力が得られることを示す書類等】。

・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

ＤＡ－10　公募研究課題

（１）研究課題名

知的障害・発達障害児の強度行動障害の予防や早期対応に必要な支援の促進に資する研究（２５ＤＡ１００１）

（２）目標

知的障害・発達障害の方で強度行動障害を有する児者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、個々の特性に応じた関わり方や環境の整備など適切な支援の継続的な提供が必要である。しかし、現状では支援体制が整わず、サービスが十分に提供されないことで、同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所においても適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊する中で本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。また、強度行動障害を有する児者は、虐待の被害や身体拘束等を受けることが多いことが明らかになっており、虐待防止や権利擁護の観点からも適切な支援を提供できる体制の整備が求められる。

このような状況があるため、知的障害・発達障害児の強度行動障害の状態の発現を未然に防ぐため、あるいは発現時に早期に対応するための平時からの取組を促進することが必要であり、そのためには、障害児支援分野において、強度行動障害の状態を評価する指標の検証と発現早期に対応する手法の開発及び人材育成が喫緊の課題である。また、母子保健、教育等の分野と連携するための手法の開発も必要である。

本研究では、現在障害福祉サービス等報酬の算定要件である強度行動障害の状態を評価するために用いている複数の指標の信頼性・妥当性・関連性を検証するとともに、支援の効果等の評価に関する指標の改訂も行う。また、障害者分野において開発されている強度行動障害の状態の出現時に早期に対応するための支援手法について児への運用可能性について検証し、人材育成の方法について検討する。本研究で開発される調査指標及び支援手法並びに人材育成方法は、令和９年度障害福祉サービス等報酬改定における強度行動障害を有する児への支援の評価の見直しに活用されることが期待される。

（３）求められる成果

・知的障害・発達障害の強度行動障害の状態及び支援の効果等を評価する指標の改訂（令和９年度障害福祉サービス等報酬改定等）
・強度行動障害の状態の発現を未然に防ぐため、あるいは発現時に早期に対応するための支援手法の改訂（強度行動障害支援者養成研修等）
・強度行動障害の状態の発現を未然に防ぐため、あるいは発現時に早期に対応するための支援を行う人材育成方法の提案（強度行動障害支援者養成研修等）

（４）研究費の規模等※

研究費の規模：　１課題当たり年間　8,000 千円程度※（間接経費を含む）
研究実施予定期間：　令和７年度～令和９年度

新規採択課題予定数：　１課題程度※

※　研究費の規模等はおおよその目安となります。研究費の規模及び新規採択課題予定数等については、今後の予算成立の状況等により変動することがあります。

（５）採択条件

・知的障害・発達障害児の多領域での支援や強度行動障害の状態にある児への支援に関連する様々な専門家（児童精神科等の専門医、研究者、公認心理師等）を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
・知的障害・発達障害児や強度行動障害の状態にある児への支援の実施者（専門家、行政、関係団体等）の意見が反映される体制が整備されていること。
・当該研究課題は、厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野障害者政策総合研究で実施される強度行動障害の客観的なアセスメントパッケージの実用化にむけた研究及び強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究との関連性が深いことから、これらの研究課題の方向性及び研究成果に関して連携できるものを優先して採択する。
・年に３回以上全体班会議を実施し、研究の進捗を共有する機会を設けること（計画書に班会議の時期について含めること）。
・研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

Ⅶ. 公募研究事業計画表

年月	（研究者）		（こども家庭庁）	研究評価	通知等
令和６年12月		ホームページの確認 ←	研究課題等の公募（ホームページ）		
		研究計画書の作成・提出 →	研究計画書の受付・審査		
			事前評価委員会の開催	事前評価	
令和７年４月	研究期間	研究課題の決定 ←	国庫補助通知		長官通知
		交付申請書の作成・提出（所属施設長の承諾書） →	交付申請書の受付・審査		
			交付決定通知		長官通知
		補助金の受領 ←	補助金の交付		
令和８年１月		令和８年度継続申請に係る研究計画書の作成・提出 →	中間評価委員会の開催（必要に応じて開催）	中間評価	
３月		事業実績報告書及び研究報告書の作成・提出 →	事業実績報告書の受付・審査		
５月			事後評価委員会の開催	事後評価	
		補助金の確定 ←	補助金の確定通知		長官通知
		支出証拠書類の保存（５年間）			

Ⅷ. 補助対象経費の費目の内容及び単価

１．費目の内容

費目		費目の内容
大項目	中項目	
物品費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
人件費・謝金	人件費	研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究代表者又は研究分担者の所属する試験研究機関等若しくは研究事業を行う法人（以下「研究機関」という。）が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費 ※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。 ※常勤職員に対するものを除く。
	謝金	知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費 ※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。
旅費		国内旅費及び外国旅費 ※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者（法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者）が１行程につき最長２週間の期間とする。ただし、天災その他事故によりやむを得ず１行程が２週間の期間を超えた場合には、こども家庭庁長官が認めた最小行程を交付対象とする場合がある。
その他		同表の大項目に掲げる物品費、人件費・謝金及び旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。））、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）、機械器具等の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究事業の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、（独）医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）に対する薬事相談費用（研究終了後の製品化等に関する相談費用は除く。）、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究事業の実施に必要な経費

２．費目の単価

１　設備備品費

実費とする。

２　消耗品費

実費とする。

３　人件費

研究代表者等が所属する試験研究機関等若しくは研究事業又は推進事業を行う法人（以下「研究機関等」という。）の給与規程等によるものとする。なお、労働者派遣業者等への支払いに要する経費は実費とする。

４　謝金

研究機関等の謝金規程等によるものとする。ただし、「謝金の標準支払基準」（平成 21 年７月１日各府省等申合せ）を参考に決定する等、その者の資格、免許、研究に従事した年数、職歴又は用務内容等を踏まえ、妥当な単価により支出することも可とする。

５　旅費

研究機関等の旅費規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、妥当な単価により支出することも可とする。

（１）国内旅費

ア　運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※ 同一地域内における旅行であって、１日の行程が鉄路 100km、水路 50km 又は陸路 25km 未満の場合は支給できない。なお、この場合の地域とは市町村（都にあっては全特別区）の区域とする。

※ グリーン料金、寝台Ａ料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ　日当及び宿泊料

（単位：円）

職　　名	日　当	宿　泊　料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲　地	乙　地	
教授又は相当者	3,000	14,800	13,300	指定職のみ（原則使用しない）
教授、准教授	2,600	13,100	11,800	医（一）　３級　１号俸以上
				研　５級　１号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	2,200	10,900	9,800	医（一）　２級 １級１３号俸以上
				研　４級、３級 ２級２５号俸以上
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医（一）　１級１２号俸以下
				研　２級２４号俸以下 １級

※　表中の日当について、１日の行程が鉄路100km、水路50km又は陸路25km未満の旅行の場合は、定額の２分の１とすること。
※　表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地とは、甲地以外の地域をいう。ただし、車中泊は乙地とする。
ａ　埼 玉 県・・・さいたま市
ｂ　千 葉 県・・・千葉市
ｃ　東 京 都・・・特別区（23区）
ｄ　神奈川県・・・横浜市、川崎市、相模原市
ｅ　愛 知 県・・・名古屋市
ｆ　京 都 府・・・京都市
ｇ　大 阪 府・・・大阪市、堺市
ｈ　兵 庫 県・・・神戸市
ｉ　広 島 県・・・広島市
ｊ　福 岡 県・・・福岡市

（２）外国旅費

ア　運賃（鉄道賃、船賃、航空賃等）

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※　グリーン料金、寝台Ａ料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ　日当及び宿泊料

（単位：円）

職名		日当及び宿泊料				国家公務員の場合の該当・号俸
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教授又は相当者	日当	8,300	7,000	5,600	5,100	指定職のみ（原則使用しない）
	宿泊料	25,700	21,500	17,200	15,500	
教授、准教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500	医（一）　３級　１号俸以上
	宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500	研　５級　１号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800	医（一）　２級 １級１３号俸以上
	宿泊料	19,300	16,100	12,900	11,600	研　４級、３級 ２級２５号俸以上
上記以外の者	日当	5,300	4,400	3,600	3,200	医（一）　１級１２号俸以下
	宿泊料	16,100	13,400	10,800	9,700	研　２級２４号俸以下 １級

※　表中の指定都市、甲及び丙地方とは次の地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲及び丙地方以外の地域をいう。ただし機中泊は丙地方とする。

１．指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

２．甲地方

ア．北米地域

北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

イ．欧州地域

ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

ウ．中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

エ．但し、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

３．丙地方

ア．アジア地域（本邦を除く。）

アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び２のウに定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

イ．中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

ウ．アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

エ．南極地域

南極大陸及び周辺の島しょ

オ．但し、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

6　その他

実費とする。